

令和元年5月29日

福井県議会議長様

力野豊



## 政務活動費収支報告書(会派・議員)

福井県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり平成31年度の政務活動費の収支を報告します。

### 記

#### 1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政 務 活 動 費	300,000	/
利 息 収 入	1	/
自 己 負 担 金		
合 計	300,001	/

#### 2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	19,331	/
研 修 費		
広 聴 広 報 費	2,926	/
要請陳情・県民相談等活動費		
会 議 費	32,392	/
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	12,022	/
事 務 所 費	54,560	/
事 務 費	44,209	/
人 件 費	50,892	/
合 計	216,332	/

3 残 金 83,669円

# 政務活動費集計表(会派・議員)

(単位:円)

使途項目	収入 支出	収入、支払科目											総計					
		旅費	会議費 負担金	食糧費	謝金等 報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷 製本費	通信 運搬費	燃料・ 光熱水費		修繕料	広告料	人件費	その他	収入額
政務活動費	収入																300,000	300,000
利息収入	収入				3												1	1
収入合計																	300,001	300,001
調査研究費	支出	10,331	9,000															19,331
広聴広報費	支出										2,926							2,926
会議費	支出	32,392																32,392
資料購入費	支出					12,022												12,022
事務所費	支出					50,000												54,560
事務費	支出					29,540					802			13,867				44,209
人件費	支出															50,892		50,892
支出合計		42,723	9,000	0	0	79,540	0	12,824	0	2,926	13,867	4,560	0	50,892	0		216,332	
総合計		42,723	9,000	0	0	79,540	0	12,824	0	2,926	13,867	4,560	0	50,892	0	300,001	83,669	

平成31年度4月分  
支 払 証 明 書

会派名または議員名 力野 豊

様式第14号(第7条関係)

## 支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使 途 内 容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
3-1	平成31年4月10日	会議費	旅費	県会自民党 改選後の会派運営について協議 11時30分～	交通費	4,810 円	距離: 130 km 按分率: 摘要: 自宅～会場 往復
4-1	平成31年4月12日	会議費	旅費	県会自民党 改選後の会派運営について協議 15時～	交通費	4,884 円	距離: 132 km 按分率: 摘要: 自宅～事務所～県庁 往復
5-1	平成31年4月14日	調査研究費	旅費	敦賀市文化協会委員総会に出席し、関係者と文化振興について意見交換 19時～	交通費	444 円	距離: 12 km 按分率: 摘要: 自宅～会場 往復
6-1	平成31年4月16日	会議費	旅費	「ふくい林業カレッジ」入校式に出席し、林業の現状について関係者と意見交換 10時～	交通費	2,590 円	距離: 70 km 按分率: 摘要: 自宅～県グリーンセンター
7-1	平成31年4月16日	会議費	旅費	県会自民党総会に出席し、今後の会派運営について協議 13時～	交通費	2,812 円	距離: 76.4 km 按分率: 摘要: グリーンセンター～県庁～自宅
8-1	平成31年4月17日	調査研究費	旅費	福井県農業振興政治連盟総会に出席し、関係者と土地改良事業について意見交換	交通費	5,106 円	距離: 138.6 km 按分率: 摘要: 自宅～事務所～会場～自宅
10-1	平成31年4月22日	会議費	旅費	県会自民党総会に出席し、第1回世話人会に向けた対応について協議 他 13時～	交通費	4,736 円	距離: 128.8 km 按分率: 摘要: 自宅～県庁 往復
12-1	平成31年4月23日	調査研究費	旅費	食生活改善推進員連絡協議会総会に出席し、会の運営状況を確認し、関係者と意見交換	交通費	370 円	距離: 10 km 按分率: 摘要: 自宅～事務所～会場 往復
16-1	平成31年4月25日	調査研究費	旅費	原平協総会に出席し、記念講演を聴講・懇親会にて関係者と意見交換 15時～	交通費	222 円	距離: 6.2 km 按分率: 摘要: 自宅～事務所～会場

様式第14号(第7条関係)

## 支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使 途 内 容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
17-1	平成31年4月25日	調査研究費	旅費	敦賀商工会議所青年部定期 総会・懇親会に出席し、敦賀 市の街づくりについて関係者	交通費	259,円	距離: 7 km 按分率: 摘要: 観光ホテル~大手門~自宅
21-1	平成31年4月28日	調査研究費	旅費	福井県道場少年剣道大会に 出席し、大会運営の確認とス ポーツを通じた青少年育成に	交通費	370,円	距離: 10 km 按分率: 摘要: 自宅~会場 往復

(注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。

(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。

(注3) 政務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 力野 豊



平成31年度4月分

領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 力野 豊

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	2-1	支払年月日	平成31年 4月 1日
使 途 項 目	事務所費 /	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	事務所賃借料4月分 /		
費 用 内 容	事務所賃借料 /	摘 要	4月分 /
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	50,000.円 /	按 分 率:	1/2
	( 100,000 円 )	充 当 根 拠:	他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 証

カワセ 事務所 / 様 No. \_\_\_\_\_

金額	¥ 100,000 -
内 訳	但 三谷ビル 4月分 といふ
現金	平成31年 4月 1日 / 上記正に領収いたしました
小切手	
手形	
消費税額等 (%)	〒914-0141 福井県敦賀市苅生野87-13-6 有限会社カワセ不動産 代表取締役 河 瀬 雄 二

消費税率等 (%)

〒914-0141




係印



# 建物賃貸借契約書

契約締結日 平成28年 4月 1日

契約期間 平成28年 4月 1日～平成31年 4月30日迄

《賃貸人》有限会社カワセ不動産

《借入人》力野 豊

有限会社カワセ不動産  
〒914-0142 福井県敦賀市筋生野 87-13-6  
TEL(0770)25-5343 FAX(0770)24-5343



頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) カ野 豊
	(自宅) TEL 0770-24-1058
	(勤め先) TEL 0770-20-0007 (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社カワセ不動産
	住所 福井県敦賀市苅生野 87-13-6

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL ( )
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣 ( ) 第 号
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 更新に関する事項

自動更新とする。
----------

頭書(8) 特約事項

<p>本契約に際し、賃借人は下記事項を遵守すること(管理規約)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 営業終了後、共同トイレの消灯を必ず行うこと。</li> <li>2. 階段、廊下等共用部分は常に清潔にすること。</li> <li>3. 降雪時は、入居者で協力して除雪し、ほかに迷惑を及ぼさないこと。</li> <li>4. 駐車場の内、月極契約駐車場には、駐車しないこと。</li> <li>5. 賃料の中に管理・共益費用が含まれます。</li> </ol>
--

# 事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 ㈲カワセ不動産（以下「甲」という。）と借主 力野豊（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	三谷ビル <span style="float: right;">2階 202号室</span>	
	所在地	(住居表示) 福井県敦賀市金山89-3-6 区画番号 ( )	
	構造	(登記簿) 福井県敦賀市金山89-木崎道3番6 木造・鉄骨・ <u>鉄筋コンクリート造</u> ・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ( ) / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・ <u>陸屋根</u> ・その他 ( ) / (4) 階建 / 全 ( 7 ) 戸	
	種 類	( <input checked="" type="checkbox"/> 店舗・事務所 )	新築年月 <span style="float: right;">昭和58年 4月</span>
	面 積	33.30㎡	
附 属 施 設		駐車場 4台分含む・上下水道代含む。	

## 頭書(2) 事業内容

事務所
-----

## 頭書(3) 契約期間

平成28年 4月 1日 から 平成31年 4月 30日まで ( 3年1ヶ月)
目的物件の引渡し時期 <span style="float: right;">平成27年 5月 1日</span>

## 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 <span style="float: right;">100,000円</span> (内消費税等円)	管理・ 共益費	月額 <span style="float: right;">円</span> (内消費税等 円)	家 財 保険料	円
敷 金	円 (賃料 カ月)	札 金	円 (内消費税等 円)	附 属 施設料	月額 <span style="float: right;">円</span> (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 カ月)	仲介手 数料	円 (内消費税等 円)		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 数	2本		本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込				
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲・貸主	氏名 有限会社カワセ不動産	TEL 0770(25)5343
	住所 福井県敦賀市筋生野87-13-6	
乙・借主	氏名 丸野 豊	TEL 0770(20)0007
	住所 敦賀市野坂49-1-3	
連帯保証人	氏名	TEL ( )
	住所	
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。	

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	有限会社カワセ不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	河瀬 雄二	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	福井県敦賀市筋生野87-13-6 0770-25-5343	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	福井県知事(4)第1229号	免許証番号	( )第 号
	免許年月日	平成23年9月20日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名	有限会社カワセ不動産	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地	福井県敦賀市筋生野87-13-6 TEL 0770-25-5343	事務所所在地	TEL

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

### (敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の ヲ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

二 その他費用が軽微な修繕。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

#### (契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
  - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
  - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき。
  - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
  - 五 銀行取引の停止。
  - 六 破産手続きの開始。
  - 七 民事再生手続きの開始。
  - 八 会社更生手続きの開始。
  - 九 特別清算手続きの開始。
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき。
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

#### (明渡し及び明渡し時の修繕)

第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

- 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり) %の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第18条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(保証)

第18条 (B) 本契約は、 が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。

- 2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
- 3 乙が前項の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。
- 4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。
- 5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第20条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第22条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

下  
十  
分  
本  
以  
て

宅  
地  
建  
物  
取  
引  
業  
者

認  
明  
す  
る  
宅  
地  
建  
物  
取  
引  
業  
者

取  
扱

貸

貸



平成 28 年 4 月 1 日

力野豊 様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。  
 本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	(有)カワセ不動産	商号又は名称
	代表者の氏名	河瀬 雄二	代表者の氏名
	主たる事務所所在地	福井県敦賀市筋生野87-13-6	主たる事務所所在地
	TEL	0770-25-5343	TEL
	免許証番号	福井県知事 ( 4 ) 第 1229 号	免許証番号 ( ) 第 号
免許年月日	平成 23 年 9 月 20 日	免許年月日	平成 年 月 日
説明をする宅地建物取引主任者	氏名	[REDACTED]	氏名
	登録番号	( [REDACTED] ) [REDACTED]	登録番号 ( ) 第 号
	業務に従事する事務所名	(有)カワセ不動産	業務に従事する事務所名
事務所所在地	福井県敦賀市筋生野87-13-6	事務所所在地	
TEL	0770-25-5343	TEL	
取引態様	貸 主		
借主等に関する説明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地		
	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号		
	所属地方本部の名称及び所在地		
	福井本部 福井市宝永4-4-3 福井県不動産会館		
	弁済業務保証金の供託所及び所在地		
東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号			

貸主の表示

貸主の住所・氏名	(有)カワセ不動産 福井県敦賀市筋生野87-13-6	TEL 0770-25-5343
----------	----------------------------	------------------

建物の表示

名称	三谷ビル			2 階 202 号室
所在地	(住居表示) 福井県敦賀市金山89-3-6 (登記簿) 福井県敦賀市金山89-木崎道3番6			
構造	鉄筋コンクリート造	陸屋根	4 階建	
種類	事務所・店舗		新築年月	昭和 58 年 4 月
床面積	1階 141.83 m <sup>2</sup> 2階 147.83 m <sup>2</sup> 3階 140.33 m <sup>2</sup>	4階 18.36 m <sup>2</sup> (登記簿面積 448.35 m <sup>2</sup> )	備考	202号 1室33.30m <sup>2</sup>

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記記録に記録された事項等(平成 28 年 3 月 31 日現在)

権利部 (甲区)	名義人	住所	(有) カワセ不動産
	氏名	福井県敦賀市筋生野87-13-6	
	所有権にかかる権利に関する事項 ( <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 )		
権利部 (乙区)	所有権以外の権利に関する事項 ( <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 )		
登記名義人と貸主が <input checked="" type="checkbox"/> 同じ・ <input type="checkbox"/> 異なる→理由： <input type="checkbox"/> 転賃借・ <input type="checkbox"/> 相続・ <input type="checkbox"/>			
備考			

2 法令に基づく制限の概要

法令名	/
制限	
制限の内容	

※住宅、店舗、事務所、倉庫その他用途によっては別に法令の制限を受けることがあります。その場合は、具体的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

3 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法 造成宅地防災区域：  外・ 内 → 説明

4 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法 土砂災害警戒区域：  外・ 内 → 説明

5 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律 津波災害警戒区域：  外・ 内 → 説明 現時点で指定なし

備考

6 建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成物件のとき)

本物件は未完成物件等に  該当します。(※資料にて完成時の形状を説明します。)  該当しません。

7 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果の記録の有無	石綿使用調査の内容
<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有	<p>【照会先】 ※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせしております。</p> <p><input type="checkbox"/> 所有者  <input type="checkbox"/> 管理業者 ( ) <input type="checkbox"/> 管理組合 (区分所有建物の場合)  <input type="checkbox"/> 施工会社 ( )</p> <p>【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿使用調査結果の記録(調査年月日) 年 月 日</li> <li>・調査の実施機関 _____</li> <li>・調査の範囲 _____</li> <li>・石綿使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</li> <li>(石綿の使用が有る場合)</li> <li>・石綿が使用されている箇所 _____</li> </ul>
備考	

8 建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	耐震診断の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<p>【照会先】 ※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせしております。</p> <p><input type="checkbox"/> 所有者  <input type="checkbox"/> 管理業者 ( ) <input type="checkbox"/> 管理組合 (区分所有建物の場合)</p> <p>【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し (含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの)</li> <li><input type="checkbox"/> 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し</li> </ul>
備考	

※当該建物の建築確認通知書(確認済証)又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。

建築確認通知書(確認済証)又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。

- ・居住の用に供される建物(区分所有建物を除く)の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
- ・事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

9 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

①	飲用水	公営	[メーター]	子
②	電気	北陸電力	[容量]	30 アンペア [メーター] 子
③	ガス	プロパン(集中) イワタニ北陸	[メーター]	子
④	排水	公共下水		
備考				

10 建物の設備の整備の状況(完成物件のとき)

①	台所	有(専用)		
②	トイレ	共用	[ユニットバスの場合]	
③	浴室	無		
④	シャワー	無	[設置場所]	
⑤	洗面所	無	[ユニットバスの場合]	
⑥	給湯	有(使用可)	[設置場所]	使用
⑦	コンロ	無		
⑧	エアコン	有	冷暖房 1 台(使用 )	冷房 台(使用 ) / 暖房 台(使用 )
⑨	照明器具	有	台所	
⑩	電話設置	可	1 ヶ所	
⑪	火災警報器	有	1 ヶ所	
⑫	共聴設備	[TVアンテナ]	無 ( )	地上デジタル対応 [その他の設備] 衛星ケーブルネットワーク
⑬	エレベーター	無	基	
⑭	駐車場	有(敷地内)	空: 有	月額 円 (内消費税相当額 円)
⑮	駐輪場	無	空:	月額 円 (内消費税相当額 4台分含む 円)
⑯	専用庭	無	月額 円 (内消費税相当額 円)	
備考				

(注) 消費税相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

II 取引条件に関する事項

1 借賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

賃料	月額 100,000 円 〔内消費税等相当額 円〕	仲介手数料	0 円 〔内消費税等相当額 円〕	支払い時期・方法	毎月 月末 日までに翌月分を <input checked="" type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座引落
敷金	0 円 〔内消費税等相当額 円〕	礼金	0 円 〔内消費税等相当額 円〕	駐車場	円 〔内消費税等相当額 円〕
備考	管理費(共益費)は、賃料に含まれます。賃料に上下水道代も含まれます。				

2 契約の解除に関する事項

- 賃料を ( 3 ) カ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除されることがあります。
- 借主は、貸主に対して少なくとも ( 1 ) カ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。
- 借主は、別添契約書第 第7・8・9 条に違反したとき、契約を解除されることがあります。

※定期借家契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め 無・有 ( )

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか 講じません・講じます(保全措置を行う機関: )

5 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種類	一般借家契約
期間	平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 4 月 30 日 まで ( 3 年間 )
更新	<input checked="" type="checkbox"/> 一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由あるときは更新できません)。 <input type="checkbox"/> 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します(合意により再契約することはできます)。 <input type="checkbox"/>
備考	自動更新とする。

定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	
契約の方式	公正証書に : <input type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。→公正証書の費用負担 :
契約の内容	<input type="checkbox"/> 本件建物について借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、平成 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。 <input type="checkbox"/> 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があつた日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。 [中途解約] <input type="checkbox"/> 中途解約権の内容については、契約書(案)のとおりです。 <input type="checkbox"/> 本契約は、床面積200㎡未満の居住用目的であるため、借主において、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは解約の申入れをすることができます。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から1ヵ月を経過することによって終了します。
備考	

7 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	事務所専用 ( )
利用の制限	<input checked="" type="checkbox"/> ペットの飼育 ( )
	<input checked="" type="checkbox"/> ピアノの使用 ( )
	<input type="checkbox"/> その他 ( )

8 敷金等の清算に関する事項

--

9 管理の委託先

氏名(商号又は名称)	TEL		
住所(主たる事務所の所在地)			
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載。		
管理担当者	氏名	賃貸不動産経営管理士登録番号( )	
※全国賃貸不動産管理業協会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載。			
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣 ( ) 第	号	

10 建物敷地が借地の場合 (該当  する・ しない)

借地権の種類	期限	平成	年	月	日迄	内容	賃貸借契約書参照
備考							

III その他の事項

1 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 1. 賃貸借契約書	<input type="checkbox"/> 3.
<input checked="" type="checkbox"/> 2. 駐車場配置図	<input type="checkbox"/> 4.

2 その他

本契約に際し、賃借人は下記事項を遵守すること(管理規約)

1. 営業終了後、共同トイレの消灯を必ず行うこと。
2. 階段、廊下等共用部分は常に清潔にすること。
3. 降雪時は、入居者で協力して除雪し、ほかに迷惑を及ぼさないこと。
4. 駐車場の内、月極契約駐車場には、駐車しないこと。

頭書宅地建物取引主任者から宅地建物取引主任者証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

平成28年 4月 / 日

借主 (住所) 教賀市野坂 49-1-3  
(氏名) 力野 豊

)  
)  
)  
)

に記載。

)  
に記載。



書参照

明を



# 平成31年度 事務所等状況報告書

議員名 力野 豊

1 所在地等

住所 敦賀市金山89-3-6

電話番号 0770-20-0007

延べ床面積(共用部分を除く) 33.3 m<sup>2</sup>

2 所有区分

賃貸借契約先(有限会社 カワセ不動産 )

単独事務所

自宅兼事務所

自己所有物件

賃借物件

所有者

第三者

後援会

関連会社

親族

議員本人が代表である

議員本人が代表でない

議員本人が代表である

議員本人が代表でない

生計は一である

生計は別である

単独事務所の按分率

方法①  政務活動の使用面積割合  
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)  
[事務所使用面積(共用部分を除く) m<sup>2</sup>の内、政務活動の使用面積 m<sup>2</sup>]

方法②  使用面積で按分できない  毎月の使用時間で按分

方法③  使用時間でも按分できない

按分率

/

%

小数点以下切捨て

按分率  1/2  1/3  1/4

自宅兼事務所の按分率

自宅全体における議員活動の使用面積割合  
[自宅の面積(共用部分を除く) m<sup>2</sup>の内、議員活動の使用面積 m<sup>2</sup>]

方法①  議員活動の使用面積における政務活動使用面積割合  
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)  
[議員活動の使用面積 m<sup>2</sup>の内、政務活動の使用面積 m<sup>2</sup>]

方法②  使用面積で按分できない  毎月の使用時間で按分

方法③  使用時間でも按分できない

按分率

/

%

小数点以下切捨て

1/2  1/3  1/4





## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	3-2	支払年月日	平成31年 4月 10日
使 途 項 目	会議費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	県会自民党 改選後の会派運営について協議 11時30分～		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	敦賀～福井 往復
政 務 活 動 費 額 充 当 額 ( 支 払 額 )	3,020 円	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	


領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 <b>利 用 証 明 書</b></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>料金所(自) 敦賀 料金所(至) 福井</p> <p style="text-align: right;">19年 4月10日 10時56分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,510- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A31904-109904-278034 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p>	<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 <b>利 用 証 明 書</b></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>料金所(自) 福井 料金所(至) 敦賀</p> <p style="text-align: right;">19年 4月10日 15時58分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,510- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A31904-109904-278935 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p>
--	---

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	4-2	支払年月日	平成31年 4月 12日
使途項目	会議費	支出科目	旅費
使途内容	県会自民党 改選後の会派運営について協議 15時~/		
費用内容	有料道路料金 /	摘要	敦賀~福井 往復
政務活動費 充 当 額 ( 支 払 額 )	3,020 円 /  ( )	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
ご利用ありがとうございます。 <b>利 用 証 明 書</b>  料金所(自) 敦賀 料金所(至) 福井  19年 4月12日 14時31分  <hr/> 通行料金 ¥1,510/- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A31904-129904-279436 <b>確</b> <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</small>		ご利用ありがとうございます。 <b>利 用 証 明 書</b>  料金所(自) 福井 料金所(至) 敦賀  19年 4月12日 16時48分  <hr/> 通行料金 ¥1,510/- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A31904-129904-279634 <b>確</b> <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</small>	

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	6-2	支払年月日	平成31年 4月 16日
使 途 項 目	会議費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	「ふくい林業カレッジ」入校式に出席し、林業の現状について関係者と意見交換 10時～		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	敦賀～福井北
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	1,680 円 ( )	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
<p>ご利用ありがとうございます。</p> <h3 style="margin: 0;">利 用 証 明 書</h3> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p><b>NEXCO</b> 中日本</p> </div> <p>料金所(自) 敦賀 料金所(至) 福井北</p> <p style="text-align: center;">19年 4月16日 8時55分</p> <hr style="width: 50%; margin: 10px auto;"/> <p>通行料金 ¥1,680 (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A32904-165275-819234 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a> にアクセスして下さい。</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">046</p>			

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	7-2	支払年月日	平成31年 4月 16日
使途項目	会議費	支出科目	旅費
使途内容	県会自民党総会に出席し、今後の会派運営について協議 13時～		
費用内容	有料道路料金	摘要	福井北～福井・福井～敦賀
政務活動費 充 当 額 (支払額)	1,820 円 ( )	按分率:	
		充当根拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b></p> <div style="text-align: center;">  <p><b>NEXCO</b> 中日本</p> </div> <p>料金所(自) 福井北 料金所(至) 福井</p> <p style="text-align: center;">19年 4月16日 10時43分</p> <hr/> <p>通行料金 (ETCクレジット) <span style="float: right;">¥310</span></p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A32904-165275-820638 <span style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a> にアクセスして下さい。</p>	<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b></p> <div style="text-align: center;">  <p><b>NEXCO</b> 中日本</p> </div> <p>料金所(自) 福井 料金所(至) 敦賀</p> <p style="text-align: center;">19年 4月16日 15時30分</p> <hr/> <p>通行料金 (ETCクレジット) <span style="float: right;">¥1,510</span></p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A32904-165275-821230 <span style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a> にアクセスして下さい。</p>
---	---

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	8-2	支払年月日	平成31年 4月 17日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	福井県農業振興政治連盟総会に出席し、関係者と土地改良事業について意見交換 14時～		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	敦賀～福井北・福井北～敦賀 南スマート
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	3,560 円	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 <b>利 用 証 明 書</b></p> <div style="text-align: center;">  <p><b>NEXCO</b> 中日本</p> </div> <p>料金所(自) 敦賀 料金所(至) 福井北</p> <p style="text-align: center;">19年 4月17日 13時10分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,680- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A32904-175275-821734 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</small></p>	<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 <b>利 用 証 明 書</b></p> <div style="text-align: center;">  <p><b>NEXCO</b> 中日本</p> </div> <p>料金所(自) 福井北 料金所(至) 敦賀南スマート</p> <p style="text-align: center;">19年 4月17日 16時43分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,880- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A32904-175275-822435 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</small></p>
---	---

# 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	9-1	支払年月日	平成31年 4月 18日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	事務用品購入代		
費 用 内 容	事務用品購入費	摘 要	コピー用紙代
政 務 活 動 費 充 当 額	802 円	按 分 率:	1/2
( 支 払 額 )	( 1,605 円 )	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

2019年04月18日 (木)

## 領 収 証

力野事務所様

¥ 1, 605 -

上記正に領収しました(消費税等 118円を含みます)  
 但し、商品代( )  
 (株)ヤスサキ 〒914-0146 福井県敦賀市金山78-5-  
 ヤスサキホームセンター敦賀店  
 TEL 0770-(22)-8211  
 ※保管上のお願  
 財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。



0003-4663-0919

### \* 領収証明細 \*

2019年04月18日(木)09:19 ｼﾞﾀ0003

016 DCM コピー用紙 A4 箱  
 4589429865392 ¥1,605  
 合計 ¥1,605  
 ( 内税ﾀｲﾖﾝ ¥1,605)  
 ( 内税 ¥118)  
 (税合計 ¥118)  
 お買上点数 1点

\*\*\*\*\*ポイント情報印字開始\*\*\*\*\*

会員番号

ポイント対象金額 ¥1,487


\*\*\*\*\*ポイント情報印字終了\*\*\*\*\*



ｼﾞﾀNo0919

店No00418

## 領 収 書 等 添 付 票


整理番号	10-2	支払年月日	平成31年 4月 22日
使 途 項 目	会議費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	県会自民党総会に出席し、第1回世話人会に向けた対応について協議 他 13時～		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	敦賀～福井
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	1,510 円 ( )	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 <b>利 用 証 明 書</b></p> <div style="text-align: center;">  <p><b>NEXCO</b> 中 日 本</p> </div> <p>料金所(自)            敦賀 料金所(至)           福井</p> <p style="text-align: right;">19年 4月22日 11時43分</p> <hr/> <p>通行料金            ¥1,510- (ETCクレジット)</p> <p>車種                1</p> <p>取扱番号 A32904-225275-823030 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p> </div>			

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	10-3	支払年月日	平成31年 4月 23日
使 途 項 目	会議費 /	支 出 科 目	旅費 /
使 途 内 容	県会自民党総会に出席し、第1回世話人会に向けた対応について協議、他 13時~		
費 用 内 容	有料道路料金 /	摘 要	福井~敦賀 /
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	1,510 円 / ( )	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

ご利用ありがとうございます。  
**利 用 証 明 書**



料金所(自) 福井  
料金所(至) 敦賀

19年 4月23日  
10時23分 /

---

通行料金 ¥1,510-  
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号  
A32904-235275-823534 確

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。



## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	11-1	支払年月日	平成31年 4月 22日
使 途 項 目	事務費 /	支 出 科 目	通信運搬費 /
使 途 内 容	自宅電話料 4月分 /		
費 用 内 容	自宅電話料 /	摘 要	4月分 /
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	2,198 円/	按 分 率:	1/2 /
	( 4,396 円 )	充 当 根 拠:	他の活動との按分 /

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

**NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証**  
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 0770-24-1058

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
力野 豊 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2019年 6月 7日発行)

2019年 4月ご請求分	(2019年 4月22日振替)
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	4,396 円
金融機関名 BANK/BRANCH	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



8円  
8円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

(光もともっと割、Web光もともっと割、  
が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合は、  
)に本割引サービスを解約された場合、解約金が  
約した場合には解約金は発生いたしません。  
-w.com/wari/1でご確認ください。

**口座振替のご案内 (西日本ご利用分)**

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
0770-24-1058	2019年 4月ご請求分	2019年 4月22日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	4, 396円	

※振替日に振替が出来なかった場合は遅滞利息を加算させていただく場合があります。  
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

**NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)**

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 0770-24-1058

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME) 力野 豊 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2019年 4月 7日発行)

2019年 2月ご請求分	(2019年 2月20日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	4, 363円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

光がは郵便

**【NTTファイナンスからのお知らせ】**

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
 NTT西日本分ご請求額 4, 396円  
 (合計) 4, 396円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\* フレッツ光の割引サービス (光もともと割、Web光もともと割、ドーンと割、ドーンと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。


M330B1391001 04791 04791 00 G

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆0770-24-1058 NTT西日本ご利用分 2,180		3月分 回線使用料(基本料)(住宅用) 1,600 ダイヤル通話料 400 17 (内訳) イチリッツ1通信用分 17 (内訳) イチリッツ1通信用通話料 17 (内訳) 通常通話料通信用分 0 消費税等相当額(合計) 161 2,180 (小計)	合算 合算
◆NTT西日本ご利用分 2,162		4月分 回線使用料(基本料)(住宅用) 1,600 ダイヤル通話料 400 2 ユニバーサルサービス料 160 54 消費税等相当額(合計) 162 2,162	合算 合算 合算
◆NTT西日本分(小計) 4,396	4,396	2月21日~3月20日 1. 番号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×8% 分は0円でした。 合算表示の料金合計×8% 2か月分のご請求額です。	合算 合算
合計 4,396	4,396		合算

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	15-1	支払年月日	平成31年 4月 24日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞購読料4月分		
費 用 内 容	新聞購読料	摘 要	日刊県民福井4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	2,480 円	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類



### 領 収 証

**力野 豊 議員事務所 様**  
 萩野町 89-3-6  
 三谷ビル 202号室

品 名	部 数	金 額
日刊県民福井	1	2,480

31年 4月分  
 01-012 (No. 24)  
 照会No. ( )

合計金額


2,480円

毎度ご購読ありがとうございます。  
 上記の金額正に領収致しました。

**中日新聞・日刊県民福井**  
 敦賀南部専売店  
 代表 青木 裕司  
 〒914-0124 敦賀市市野々町1丁目1  
 TEL 0770-22-5357  
 FAX 0770-22-5358

**新聞購読料金の各金融機関の口座振替  
 クレジットカード払い受け付け中  
 ぜひ、ご利用下さい。**

(取 扱 紙)  
 中日新聞 中日スポーツ 日刊県民福井  
 産経新聞 サンケイスポーツ その他



## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	16-2	支払年月日	平成31年 4月 25日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	会議費負担金
使 途 内 容	原平協総会に出席し、記念講演を聴講・懇親会にて関係者と意見交換 15時～		
費 用 内 容	会議費負担金	摘 要	会費
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	2,000 円/ ( )	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

### 領 収 証

県議会議員  
力野豊 様

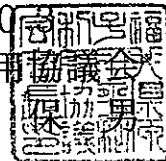
金額	2,000円
----	--------

摘要 平成31年度総会懇親会負担金

上記の金額を領収しました

平成 31年4月25日

敦賀市野神40-20  
福井県原子力平和利用協議会  
会 長 神 谷



## 第48回(平成31年度)定期総会のご案内

拝啓 早春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
日頃は原平協活動に格別のご理解、ご協力を賜り、有難く厚くお礼申し上げます。

つきましては、次の日程で第48回(平成31年度)定期総会を開催いたしたく存じますので、万障お繰合わせの上、ご臨席下さいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- 1、日 時 平成31年4月25日(木)  
・午後3時～ 第48回定期総会  
・午後6時～ 懇親会
- 2、場 所 敦賀市川崎町「敦賀観光ホテル」
- 3、議 事 ①平成30年度事業活動報告及び収支決算報告の件  
②平成31年度事業活動計画案及び収支予算案の件  
③設立50周年事業計画案及び委員会設置の件  
④その他
- 4、記念講演 テーマ 「避難者の一人として事故調査に向き合って  
ー東電福島事故調査委員会を振り返るー」  
講 師 福島県大熊町商工会  
会 長 蜂須賀禮子氏
- 5、会 費 2,000円  
(総会懇親会負担金・当日受付でお納め下さい)


福井県原子力平和利用協議会  
会 長 神谷保男

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	17-2	支払年月日	平成31年 4月 25日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	会議費負担金
使 途 内 容	敦賀商工会議所青年部定期総会・懇親会に出席し、敦賀市の街づくりについて関係者と意見交換 19時～		
費 用 内 容	会議費負担金	摘 要	会費
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	7,000 円	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

### 領 収 証 書

第 4 号	力野 豊 殿
平成 31 年度	
金 額	¥ 7, 0 0 0 円
適 要	4/25 青年部定時総会に 伴う懇親会費として
上記の通り領収致しました	
平成 31 年 4 月 25 日	
敦賀商工会議所青年部	
取 扱 者	

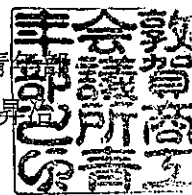
敦賀商工会議所青年部

敦賀商工会議所青年部

2019年4月12日

福井県議会議員  
力野 豊 様

敦賀商工会議所青年部  
会長 大島 昇治



2019年度 敦賀商工会議所青年部  
「定時総会」開催に伴う懇親会のご案内について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当青年部事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、「2019年度 定時総会」を開催する運びとなりました。

つきましては、ご多忙の処、誠に恐縮ではございますが、下記の通り「懇親会」を開宴いたしますので、誠に恐縮ではございますが、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年4月25日(木)

【スケジュール】

① 定時総会 午後6時00分～6時45分

② 懇親会 午後7時00分～8時40分

2. 会 場 大手門(敦賀市呉竹町2丁目9-5 TEL 23-5055)

3. 会 費 7,000円

敦賀商工会議所青年部 行 (FAX: 24-1311)

2019年度 敦賀商工会議所青年部 定時総会懇親会 出欠回答

ご出席・ご欠席

所属団体名

県議会議員

氏名

力野 豊



## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	18-1	支払年月日	平成31年 4月 25日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞購読料4月分		
費 用 内 容	新聞購読料	摘 要	公明新聞4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	1,887 円 ( )	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

### 新聞購読料 領 収 証

力野 豊 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2019年4月分

領収日 4月25日

**領収金額 ￥1,887** ☆

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

### その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 鈴木 克法  
住 所 三方上中郡若狭町北前川43-24  
TEL 0770-45-0482 FAX 0770-45-2381



お申込No. XXXXXXXXXX

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	19-1	支払年月日	平成31年 4月 26日 / /
使 途 項 目	広聴広報費 /	支 出 科 目	印刷製本費 /
使 途 内 容	名刺印刷代 /		
費 用 内 容	名刺印刷代 /	摘 要	名刺 200枚 /
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	2,926 円 /	按 分 率:	1/2
	( 5,853 円 )	/ 充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

**ご利用明細票**

いつも 福井銀行 をご利用いただきありがとうございます。  
 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。  
 どうぞお確かめ下さい。 ※裏面もご覧下さい。

お取扱日	時刻	お取店	機番	ご利用内容
310426	1340	403	J01	お振込
お取引銀行		お取引店番	お取扱番号	科目・口座番号
		4586		
振込通番	振込手数料	金 額		
000068	¥216*	¥5637 *		
メッセージコード	残	高		
	C			

お振込先	フクイ マツシマ 普通 1008135 1) ネットワークツルカ 様
依頼人	リキノツカキインシムジヨ 様
E 案内	0770-20-0007 (お知らせ欄)
	お つ り ¥200 *

福井銀行

請 求 書

914-0142  
 福井県敦賀市金山89-3-6 (萩野町)  
 三谷ビル202

平成31年 4月20日

福井県議会議員 力野 豊 様



有限会社

ネット



〒914-0802 福井県敦賀市吳竹町2丁目3番13号 Network Bld.  
 tel.0770-21-1258 fax.0770-24-2457

取引銀行 / 敦賀信用金庫 中央町支店 (管) 0010192  
 福井銀行 松島支店 (管) 1008135  
 北陸銀行 敦賀西支店 (管) 4132900  
 福邦銀行 敦賀支店 (管) 5241592

お客様コード: [REDACTED]  
 TEL : 0770-20-0007 FAX : 0770-20-0028

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

(自)平成31年 3月21日～(至)平成31年 4月20日

前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	繰越金額	今回御買上金額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	5,220	417	5,637

【備 考】

日付	伝票No.	品名	数量	単価	金額
31. 3. 28	102	名刺9号/K4C 力野 豊 様 ケツト180kg	200 枚	29	5,800
		[200枚以上ご発注お値引]	10 %引		4580
		[消費税額等]			417
		[売上合計]			5,637
		[入金合計]			0

笑顔あふれる豊かな郷土の実現に向けて!!



福井県議会議員

産業常任委員会 委員長  
 原子力・エネルギー対策特別委員会 副委員長

力野 豊

〒914-0142 福井県敦賀市金山89-3-6(萩野町)三谷ビル202  
 TEL 0770-20-0007 FAX 0770-20-0028

携帯電話 [REDACTED]  
 E-mail rikino\_y\_n@rm.rcn.ne.jp

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	20-1	支払年月日	平成31年 4月 26日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	補助職員賃金4月分		
費 用 内 容	補助職員賃金	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	50,892,円  ( 100,000,円 )	按 分 率:	充 当 根 拠: 実 績・使 用 状 況 での 按 分

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

平成 31 年 4 月 26 日

100,000

補助職員賃金


上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	[REDACTED] TEL [REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	平成31年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで	
就 業 場 所	敦賀市金山89-3-6 (萩野町) 三谷ビル202 力野豊議員事務所	
業 務 内 容	政務活動に係る補助及び関係書類の作成等	
就 業 時 間	午前・午後10時00分から 午前・午後 5時00分まで (休憩時間) 12時から13時まで	
休 日	土曜日・日曜日・祭日・年末年始・夏季休暇	
給与(賃金)	月額 100,000円(時給 円)	
給与支払方法	毎月 月末締切り 月末支払	
給与振込先	[REDACTED]	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保有する。</p> <p style="text-align: right;">平成31年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 福井県議会議員 力野 豊 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 [REDACTED]</p>		

## 勤務実績報告書

4 月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	月	6	3	地元住民と県・市への要望事項等意見交換集約事務
2	火	6	3	PC等での業務整理事務
3	水	5	2	PC等での業務整理事務
4	木	6	3	PC等での業務整理事務
5	金	5	3	新聞切抜き等情報収集事務
6	土	休日		
7	日	休日		
8	月	6	3	地元住民と市・県の行政等意見交換集約事務
9	火	4	2	PC等での業務整理事務
10	水	6	3	PC等での業務整理事務
11	木	6	3	地元住民と市・県への要望等意見交換集約事務
12	金	6	3	新聞切抜き等情報収集事務
13	土	休日		
14	日	休日		
15	月	5	3	地元農業関係者と土地利用など意見交換集約事務
16	火	6	3	地元企業関係者と県の行政等意見交換集約事務
17	水	6	3	PC等での業務整理事務
18	木	6	3	PC等での業務整理事務
19	金	6	3	新聞切抜き等情報収集の事務
20	土	休日		
21	日	休日		
22	月	6	3	地区関係者と行政等意見交換集約事務
23	火	4	2	PC等での業務整理事務
24	水	6	3	地元住民と市・県の行政等意見交換集約事務
25	木	6	3	新聞切抜き等情報収集事務
26	金	5	3	PC等での業務整理事務
27	土	休日		
28	日	休日		
29	月	祝日		
30	火	祝日		
<b>計</b>		112 /	57 /	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

力 野

豊



〔政務活動費充当計算〕

総支給額 100,000円 × 政務活動 57 時間 / 総勤務時 112 時間 = 50,892 円 /

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	22-1	支払年月日	平成31年 4月 29日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞購読料4月分		
費 用 内 容	新聞購読料	摘 要	赤旗新聞4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	930 円 ( )	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

<p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">力野 豊 様</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">新聞・雑誌名</td> <td style="width: 20%;">部数</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>日曜版</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">930</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">日本共産党嶺南地区委員会 敦賀市若葉町2-406 (0770)22-3786</p>	新聞・雑誌名	部数	金額	日曜版	1	930	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 10px;">日本共産党発行の</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">しんぶん赤旗</p> </div> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">領 収 書</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">930円</p> <p>2019年 4月分</p> <p style="font-size: 12px;">上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。</p> <p style="margin-top: 20px;">領収日 4/29 扱者 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>
新聞・雑誌名	部数	金額					
日曜版	1	930					

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	23-1	支払年月日	平成31年 4月 30日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	燃料・光熱水費
使 途 内 容	事務所電気料4月分		
費 用 内 容	事務所電気料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	4,560.円 /	按 分 率:	1/2
	( 9,120.円 )	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

### 電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
年 月 分	19 4	金 額	9,120.00 円
振込人 (ご契約名)	力野 豊 事務所		消費税等相当額(再掲) 円 675
お支払期日	5月10日		精算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

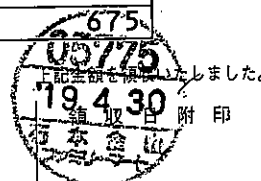
ご使用場所 敦賀市 萩野89-3-6

三谷ビル 202

お客さま番号 XXXXXXXXXX 計算区 09

契 約	金 額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	9120	675
合 計	9120	675

北陸電力株式会社  
 お客さまサービスセンター  
 TEL 0120-776453



- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付  
 (お客さま控)2485



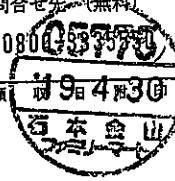
## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	24-1	支払年月日	平成31年 4月 30日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	事務所電話料4月分		
費 用 内 容	事務所電話料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	6,362 円	按 分 率:	1/2
	( 12,725 円 )	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

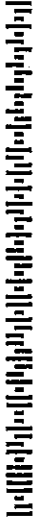
ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の捺印欄に印し、ATM・ゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの際は、右側の捺印欄に印し、お振込みの際は、お振込み先にお振込みください。

ご請求先氏名 力野 豊 様
お客様番号 [REDACTED]
2019年 4月ご請求分 金額(円) ¥12,725-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先(無料) 080-0537777
<div style="text-align: center;">  </div>
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

914-0142  
 敦賀市秋野町89-3-6

三谷ビル 202号  
 力野 豊 様



019042101047746678

郵便区内特別



08719



NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 4月 17日発行  
 発行会社 NTTファイナンス株式会社

料金センター  
 お問い合わせ 0800-3335550 (無料)  
 (受付先)

〒461 名古屋市長区東様1-14-11  
 DPスクエア東様8F  
 社用コード M2002111001 03719:03702:00 G  
 01 000000 1 0 19040301G

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号、号 お (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
0770-20-0007 [REDACTED]	2019年 4月ご請求分	¥2,725円	2019年 5月 7日(火)

[NTTファイナンスからのお知らせ]

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
 NTT西日本ご請求額  
 (合計)

12,725円  
 12,725円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
 各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どんと割、どんとと割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。  
 割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。  
 なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

XX

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	0770-20-0007	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

**ご請求内訳** (お客様番号 XXXXXXXXXX)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
<b>◆0770-20-0007</b>				
3月分				
◇NTT西日本ご利用分				
	4,934	3,780	回線使用料 (基本料) (事務用)	2月 1日 ~ 2月 28日 合算
		300	i・ナンバー (2番号) 使用料	2月 1日 ~ 2月 28日 合算
		485	INS通話料	2月 1日 ~ 2月 28日 合算
		4	ユニバーサルサービス料	2月号分のご請求となります。 合算
		365	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
	21	20	INS通話料	2月 1日 ~ 2月 28日 合算
		1	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
	4,955	4,955	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分				
	7,436	3,780	回線使用料 (基本料) (事務用)	3月 1日 ~ 3月 31日 合算
		300	i・ナンバー (2番号) 使用料	3月 1日 ~ 3月 31日 合算
		2,802	INS通話料	3月 1日 ~ 3月 31日 合算
		4	ユニバーサルサービス料	2月号分のご請求となります。 合算
		550	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
	334	10	INS通話料	3月 1日 ~ 3月 31日 合算
		24	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
	7,770	7,770	(小計)	
	12,725	12,725	合計	(この2か月分のご請求額です。)

\*\*\*NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)

※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)

※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)

※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料は、日本全国におけるユニバーサルサービス (NTT東日本の加入電話等) の提供を確保するために負担した料金です。この費用は、電気通信事業者協会から毎月あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

M20021111001 03719 03702 00

# 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	25-1	支払年月日	平成31年 5月 7日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞購読料4月分		
費 用 内 容	新聞購読料	摘 要	福井新聞 2,725 日経新聞 4,000
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	6,725 円 / ( )	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領収証

領収日	No.
2019.05.07	000620

力野 豊 様

金額				¥	6	7	2	5	※
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

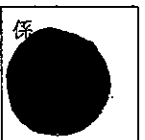
収入印紙

但し 福井新聞・日本経済新聞購読料 4月分

※上記正に領収いたしました。

内訳	金額
現金	
小切手	
手形	
銀行振込	6,725
その他	
合計金額	6,725

(有)福井新聞販売部南販売店  
 代表取締役 北川 圭祐  
 〒914-0146 福井県敦賀市金町7-4-23  
 TEL 0770-22-4539 FAX 0770-22-5039



## 領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	26-1	支 払 年 月 日	平成31年 5月 7日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料4月分		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	3,363 円	按 分 率: 1/4	
	( 13,453 円 )	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

914-0145  
 敦賀市野坂49-1-3

力野 豊 様



0005797#



019052203014661278



00108322

5T1E1B

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 5月16日発行  
 発行会社 NTTファイナンス株式会社  
 料金センター  
 お問い合わせ先 0120-800-000/ドコモ  
 【受付先】  
 〒920 金沢市大手町12-8  
 〒0912 ドコモ金沢大手町ビル  
 社用コード 5T1E1B-J-00-000-000223-60(23)  
 (000000) 00002



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
 下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

( 1/3ページ )

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 5月ご請求分	13,151円	2019年 5月 31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
 NTTドコモ分ご請求額 13,151円  
 合計 13,151円  
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

\*\*\* 電話番号毎のご利用金額 (税込) \*\*\*  
 [REDACTED]  
 [REDACTED]  
 \*\*\* ドコモからのお知らせ \*\*\*  
 2019年7月より、口座振替・請求書払いで個人契約のお客さまを対象に、奇数月(1・3・5・7・9・11月)の請求が5,000円未満(税込)で一定条件を満たした場合、翌月(偶数月)に合算して請求させていただきます。これまでどおり毎月の請求を希望の場合は、「翌月合算請求拒否」をお申出ください。

前月ご請求金額	13,453円(税込)
---------	-------------

[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------

カネホポイントプラン (2019年 4月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
-----------------------------	----------------------

ポイントのお知らせ	dポイントクラブの特典「ずっとドコモ割プラス」では、「dポイント進呈」、「バケットバックの料金割引」のいずれかを選択いただけます。上位ステージほどおトクになるとともに、dポイント進呈なら料金割引の割引額の1.2倍のポイントがもらえます。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。
-----------	---

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。  
 If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。  
 なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
(CUSTOMER NUMBER)  
 [REDACTED]

(2019年 5月16日発行)

ご請求先氏名  
(CUSTOMER NAME)  
 力野 豊 様

2019年 4月ご請求分	
2019年 5月 7日振替 /	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	13,453円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納付につき芝  
 税務署承認済  
 NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

914-0145  
 敦賀市野坂49-1-3

力野 豊 様



0017349#



019042203016488208



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



5T1E1B

発行年月日 2019年 4月13日発行  
 発行会社 NTTファイナンス株式会社  
 料金センター  
 お問い合わせ先 0120-800-000/ドコモ  
 【速付先】  
 〒920 金沢市大手町12-8  
 〒0912 ドコモ金沢大手町ビル  
 社用コード 5T1-E1B-J-00-000-000221-60 (23)  
 (000000) 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
 下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

( 1/3ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 4月ご請求分	13,453円	2019年 5月 7日(火)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
 NTTドコモ分ご請求額 13,453円  
 (合計) 13,453円  
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

\*\*\* 電話番号毎のご利用金額 (税込) \*\*\*



前月ご請求金額 12,841円 (税)

カクホプラスは、電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。  
 (2019年 3月末現在)

ポイントのお知らせ

dポイントクラブの特典「ずっとドコモ割プラス」では、「dポイント進呈」「バケットバックの料金割引」のいずれかを選択いただけます。上位ステータスほどおトクになるとともに、dポイント進呈なら料金割引の割引額の1.2倍ポイントがもらえます。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。

原本は平成31年4月1日 431-11に捺付

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。  
 If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。  
 なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2019年 4月13日発行)

お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER)  
お客様番号  
(CUSTOMER NUMBER)

[REDACTED]

ご請求先氏名  
(CUSTOMER NAME)

力野 豊 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

2019年 3月ご請求分	
2019年 4月 1日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	12,841
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納  
付につき  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

訳項目 金額 (円) CATEGORY BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
計請求額の請求内訳			
詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。			
>基本使用料 (計)	4,400	基本使用料	合算
>通話料・通信料 (計)	84	Xi・SMS通信料	合算
>パケット定額料等 (計)	4,700	パケット定額料 (シェア)	合算
	800	パケット定額料 (シェアありとドコモ制)	合算
	500	シェアオプション定額料	合算
	0	パケット定額通信料	合算
>その他ご利用料金等 (計)	3,330	付加機能使用料等	合算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合算
	600	番号案内料	合算
	756	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内税
	50	請求書発行手数料	合算
	4	ユニバーサルサービス料	合算
>消費税等相当額 (計)	939	消費税等相当額 (合計)	合算
>合計	13,453	合計 (2回請求分)	
電話番号毎の請求内訳			
ご利用期間 (3/21~3/31)			
>基本使用料 (計)	1,700	データプラン (スマフォ)	合算
>パケット定額料等 (計)	500	Xi・シェアオプション定額料	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 3.0G (通信速度制限含む)	合算
>その他ご利用料金等 (計)	1,778	spモード利用料	合算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	500	ケータイ補償サービス利用料 (500)	合算
	400	あんしん通話サービス利用料	合算
	-380	あんしんバック割引	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	756	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分) 4月請求分	内税
	2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合算
>消費税等相当額 (計)	257	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
>合計	4,235	合計	
<NTTドコモからのお知らせ>			

\*\*\*NTTドコモからのお知らせ\*\*\*

種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。  
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。  
※分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。



お客様電話番号等  
BILLING NUMBER

請求年月  
MONTH OF ISSUE

2019年 4月ご請求分

請求内訳

(お客様番号)

訳項目 CATEGORY	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100px;"></div>				
>基本使用料 (計)			ご利用期間 (3/1~3/31)	
2,700	2,700	ガケホーダイプラン (スマホ/タブレット)		合算
>通話料・通信料 (計)				
84	84	SMS通信料	3月ご利用分	合算
>パケット定額料等 (計)				
4,200	5,000	データバック (標準) 定額料		合算
	-800	ずっとドコモ割プラス (料金割引)		合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	3.5G (通信速度制限含む)	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	0.6G (通信速度制限含む)	合算
>その他利用料金等 (計)				
1,552	300	spモード利用料		合算
	200	あんしんセキュリティ利用料		合算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)		合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料		合算
	-380	あんしんバック割引		合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)		合算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)		合算
	600	電話番号案内料 (10-4)	3月ご利用分	合算
	50	請求書発行手数料	4月請求分	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合算
>消費税等相当額 (計)				
682	682	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%	
>合計				
9,218	9,218	合計		
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100px;"></div>				



## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	27-1	支払年月日	平成31年 5月 7日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	インターネットプロバイダ料4月分		
費 用 内 容	インターネットプロバイダ料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 額 充 当 額 ( 支 払 額 )	1,944 円	按 分 率:	1/2
	( 3,888 円 )	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

料 金 後 納 郵 便
----------------------------

郵便はがき

〒914-0142  
敦賀市萩野町  
89-3-6

三谷ビル202  
力野 豊 議員事務所 殿

1-1442000070      領収書      P. 3  
2019/04月度      振替日 2019/05/07

印紙税方第  
5条及び同法  
基本通達によ  
り印紙を貼付  
いたしません

(内 訳)	(金 額)
加入金	0
一時金	0
ケーブルテレビ	0
NHK受信料(団体一括契約)	0
インターネット	3,888
ケーブルプラス電話	0
ケーブルスマホ	0
<合計>	3,888

上記の金額領収いたしました。

(株)嶺南ケーブルネットワーク  
敦賀市木崎40号8-1  
TEL 0770-24-2211 (代表)



## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	28-1	支払年月日	平成31年 5月 13日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	複合機リース料4月分		
費 用 内 容	複合機リース料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	29,540 円	按 分 率:	1/2
	( 59,081 円 )	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

<h3 style="margin: 0;">領 収 証</h3>	No. _____ 2019年 5月 13日										
力野 豊事務所 様											
¥ 48,713 -											
但し 1台の機カウント料金として 上記の金額正に領収いたしました	SHARP 認定店 <b>株式会社 メイクシャロ</b> 代表取締役 田中 則之 〒914-0036 福井県敦賀市堂50号1番地の1 TEL (0770) 25-4166 FAX (0770) 25-7640										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金</td><td>_____</td></tr> <tr><td>小切手</td><td>_____</td></tr> <tr><td>手形</td><td>_____</td></tr> <tr><td>相殺</td><td>_____</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">口金振替</td></tr> </table>	現金	_____	小切手	_____	手形	_____	相殺	_____	口金振替		
現金	_____										
小切手	_____										
手形	_____										
相殺	_____										
口金振替											

<h3 style="margin: 0;">領 収 証</h3>	No. _____ 2019年 5月 13日										
力野 豊事務所 様											
¥ 10,368 -											
但し 1台の機レンタル料金として 上記の金額正に領収いたしました	SHARP 認定店 <b>株式会社 メイクシャロ</b> 代表取締役 田中 則之 〒914-0036 福井県敦賀市堂50号1番地の1 TEL (0770) 25-4166 FAX (0770) 25-7640										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金</td><td>_____</td></tr> <tr><td>小切手</td><td>_____</td></tr> <tr><td>手形</td><td>_____</td></tr> <tr><td>相殺</td><td>_____</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">口金振替</td></tr> </table>	現金	_____	小切手	_____	手形	_____	相殺	_____	口金振替		
現金	_____										
小切手	_____										
手形	_____										
相殺	_____										
口金振替											

2019年4月30日

請 求 書

力野 豊 事務所                      御中

毎々格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
 下記の通りご請求致しますので、  
 何卒よろしく、お願い申し上げます。



ご請求金額 (税込)  
¥59,081

型 番 ・ 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
MX-2517FN	1	ヶ月	9,600	9,600
シャープ複合機 レンタル料金 (48/48回目)				
MX-2517FN(契約番号SH0454) カウンター料金 (詳細は別紙にて)	1	式	45,105	45,105
小 計				54,705
消 費 税				4,376
合 計				59,081

※ 翌月12日にご契約銀行口座より引落しさせていただきます。  
 (休日の場合は翌営業日)

# カウンター料金計算書

発行日：2019年04月30日

株式会社 メイクジャム  
〒914-0036  
福井県敦賀市堂50-1-1  
TEL 0770-25-4166 FAX 0770-25-7640

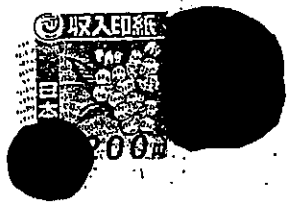
機器設置場所	
設置先名	力野 豊 事務所 様
設置先住所	福井県敦賀市金山89-3-6 三谷ビル2F
電話番号	0770-20-0007
郵便番号	914-0146
型番	MX-2517FN
製造番号	55045213

契約番号	SH0454
前回検針実施日	2019年03月27日
今回検針実施日	2019年04月25日
カウンター 合計金額	45,105円

日頃ご利用頂きまして誠に有難うございます。ご請求の内容は下記の通りです。  
よろしくお願いたします。

適用対象期間：2019年03月28日 ~ 2019年04月25日

ご利用枚数内訳		計算基準	枚数	単価	金額
適用料金名称	モノクロ				
今回カウンター値 ①	47,642	1枚~	1,305	2.7	3,523
前回カウンター値 ②	46,324				
ご使用枚数 ③ (①-②)	1,318				
テストビ-削除 ④	0				
ミスビ-削除 ⑤ (③-④) X 1.00 %	13				
ご請求枚数 ⑥ (③-④-⑤)	1,305				
		<<カウンターご利用料金>>			3,523
ご利用枚数内訳		計算基準	枚数	単価	金額
適用料金名称	フルカラー				
今回カウンター値 ①	15,594	1枚~	2,446	17.0	41,582
前回カウンター値 ②	13,073				
ご使用枚数 ③ (①-②)	2,521				
テストビ-削除 ④	0				
ミスビ-削除 ⑤ (③-④) X 3.00 %	75				
ご請求枚数 ⑥ (③-④-⑤)	2,446				
		<<カウンターご利用料金>>			41,582
ご利用枚数内訳		計算基準	枚数	単価	金額
適用料金名称					
今回カウンター値 ①					
前回カウンター値 ②					
ご使用枚数 ③ (①-②)					
テストビ-削除 ④					
ミスビ-削除 ⑤ (③-④) X 0.00 %					
ご請求枚数 ⑥ (③-④-⑤)					
		<<カウンターご利用料金>>			0
ご利用枚数内訳		計算基準	枚数	単価	金額
適用料金名称					
今回カウンター値 ①					
前回カウンター値 ②					
ご使用枚数 ③ (①-②)					
テストビ-削除 ④					
ミスビ-削除 ⑤ (③-④) X 0.00 %					
ご請求枚数 ⑥ (③-④-⑤)					
		<<カウンターご利用料金>>			0



# レンタルサービス契約書

株式会社 力野 豊 事務所 (以下「甲」という。) と株式会社 メイクジャム (以下「乙」という。) とは、次の条項によりレンタルサービス契約を締結する。

## (契約の目的)

第1条 乙は、その所有する次に掲げる物件 (以下、「契約物件」という。) を甲に貸し付け、甲はこれを借り受けるものとする。

「契約物件」 シャープカラー複合機 MX-2517FN 1台  
オプション MX-DE12

## (設置場所)

第2条 物件の設置場所は (福井県敦賀市金山89-3-6 三谷ビル2F) とする。

甲は、物件の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知するものとする。

## (契約期間)

第3条 契約期間は平成27年 5月26日から平成31年 5月25日まで4年間 (48回払い) とする。

※ 契約期間延長の場合は年間契約とする。

※ 契約期間延長の場合 (年間) 年間レンタル料×1/10相当額をお支払いいただきます。

## (料金の支払日および支払方法)

第4条 支払日 毎月10日 支払方法 口座振替

## (契約金額)

第5条 この契約金額は、次のとおりとする。

(1) 賃貸借 (レンタル) 料金 月額 9,600円 (税別)

(2) 保守料金は、次のとおりとする。

月間カウンター料金	契約価格		備考
月間最低料金			
	1カウント当りの単価		ミスコピー控除率
月間使用カウント	モノクロ	カラーコピー	モノクロ 1%
1カウント~	2.7 円	17.0 円	カラーコピー 3%

※表示価格は税別

ただし、複写するのに必要な消耗部品 (感光体ドラム、トナー等。ただし、用紙、ステープル針は除く。)、設置調整料、契約期間満了時の機器回収料金および処理料金はすべてこれに含まれるものとする。

(保守サービスの範囲)

第6条 乙は、複写機が正常に移動し得る様に、定期的および甲の申し出により、複写機に関し十分なる知識と機能を有する専門技術員を設置場所に派遣して、使用方法の指導、点検、清掃、調整、部品交換、および修理を行うものとする。

乙は、複写するのに必要な消耗部品を甲に供給または交換する。

(保守サービスの適用除外)

第7条 次の事由による機器の故障については、前条に定める保守サービスの適用を除外するものとする。

- (1) 乙以外による改造、分解、修理および加工等による故障
- (2) 乙への連絡なくしてなされた設置場所を移動させたことによる故障
- (3) 乙が指定する部品または消耗部品以外の使用による故障
- (4) 火災、天災地変など乙の責によらざる事由による故障
- (5) その他、甲の責に帰すべき事由による故障

前項の故障について、乙がその点検、調整、部品交換および修理等を行う場合、契約料金とは別に乙は甲に対して実費を請求することができるものとする。

(保守サービスの実施)

第8条 保守サービスの実施は、甲および乙の所定時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により営業時間外にこれを実施する場合、その料金は別途協議する。

(料金の算出基礎)

第9条 乙は、毎月末、甲の指定する検査職員の検査を受けて甲の使用した複写枚数を算出し、当該月の総複写枚数をもって料金の算出基礎とする。

乙は、前項の複写枚数からテストコピーおよび不良コピー分の枚数(モノクロ2% カラー3%)を削除するものとする。

(料金の請求)

第10条 乙は、第1条および第8条により算出された金額に消費税および地方消費税相当額を加算して翌月甲に請求するものとする。ただし、計算した金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の支払)

第11条 甲は、乙が発行した適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(管理)

第13条 甲は、この契約期間中、契約物件を善良な管理の元使用しなければならない。

(保険の付与)

第14条 乙は、この契約期間中継続して、乙の負担により契約物件に損害補償保険を付与するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。

(違約金等)

第16条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として賃貸借料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

(損害賠償請求権)

第17条 甲または乙は、契約の解除により相手方に損害を与えたときは、その相手方に対し損害賠償の責を負うものとする。

(契約物件の返還)

第18条 甲は、契約期間が満了したときまたは契約解除により契約が終了したときは、使用している契約物件を借受場所において現状のまま速やかに乙に返還する。

乙は、返還を受けた契約物件を乙の負担において速やかに撤去するものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、賃貸契約実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

平成27年 5月 26日

(甲)

福井県敦賀市金山89-3-6  
カ野豊事務所  
カ野豊

(乙)

福井県敦賀市堂50号1番地の1  
株式会社 メイクジャム  
代表取締役 田中 則之